

カツとひ

No.51

<https://tokatsu-law.com/>



2025年
夏号



事務所50周年を機に決意を新たにする所員一同

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代
弁護士 美穂子 子
弁護士 雅子
弁護士 みなみ
弁護士 誉平
弁護士 得有
弁護士 長藤
弁護士 小鈴
弁護士 田中
弁護士 木丸
事務局長 田中

事務局員一同

代表弁護士 蒲田 孝代

50年の歳月は当然のことながら挫折もあり、立ち直れないと思える日々もありましたが、ここまで安定した事務所に成長できた事を共に喜びたいと思います。

事務所は引き続き、51年目にむかって、専門家として地域の皆様の力強い助言者、支援者であり続けるように努力していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ごあいさつ

戦後80年に「抑止力論」と本当の平和を考える



今年は、戦後80年という節目の年です。近年、ロシアのウクライナ侵攻、中東の紛争、台湾有事の喧伝などの状況の中、日本も攻め込まれないためにより強力に武装しなければ危ないというような風潮があるようになります。相手に攻められないためにより強力に武装するというのは、いわゆる「抑止力論」と言われる考え方ですが、では、「抑止力論」で平和を守れるのでしょうか。あらためて考えてみたいと思います。

「抑止力論」の考え方は、実現困難

まず、「抑止力論」の考え方は本当に実現可能なものといえるのでしょうか。この考え方は、力の均衡を保つことが平和の実現手段と考えます。すなわち、各国が反撃能力を整えることによって互いに手出しきれない状態を作り上げれば、戦争や武力行使が行われなくなり、結果として「平和」が実現するという考え方です。この考え方は、世界各国が「自国も同程度の反撃を受ける可能性があるから、こちらから手を出さないでいることが一番の策である」という判断の下に行動するというふうを前提にしています。しかし、実

際には各国が必ずしもこのような判断をすることは限りませんし、力が不均衡な国との間では軍事力が強い国が弱い国に軍事的脅威を以って臨むことができるということと表裏の関係にあります。また、仮にある種の均衡が実現したとしても、自国の力を過小評価または他国の方を過大評価することで、均衡が破られるという事態が発生することも容易に想像できます。そうすると、結局「抑止力論」の立場は、軍事的威嚇を背景とした見せかけの平和を目指すものに過ぎない上に、実際にそのような状況の実現は困難と言わざるを得ません。結局のところ、「抑止力論」の考え方による平和は実現可能な



平和には武力はいらない

武力を前提としない対話を

では、イランは核兵器を保有していればイスラエルから攻撃されなかつたのでしょうか。もっと強大な武力を持つingt、「抑止力」になっていたのでしょうか。どれだけ

人間自らが破滅の道を選択する」とに等しく、その軍拡競争に日本は参加すべきではないと側近に述べたそうです。現在、まさに幣原首相が懸念した世界情勢になっています。今、真に求められる平和とは、今回のイランへの攻撃によって崩壊したように、いつ崩れてもおかしくない一触即発の軍事力の均衡によるかりそめの「平和」ではなく、武力を前提としない対話による平和です。そして、それを常に追い求めようと決意こそが憲法の条に込められているのだと私たちは考えます。

ものとは言い難いものです。実際、2025年6月現在でも、イスラエルがイランを攻撃し、更には、アメリカが、イランを攻撃するという事態が生じています。イスラエルもイランも相応に軍事力を擁する国ですが、実際に紛争が生じています。力による均衡とは、どこまで均衡すれば攻撃を行わない選択となるのか疑問です。また、アメリカに至っては、あたかも外交的解決の余地があるようを見せながら、突然に軍事力行使を行つに至つており、「抑止力論」では止まらない軍事的な強国の存在を改めて浮き彫りにしました。

そうすると、「抑止力論」では、平和を守ることは不可能と言わざるを得ません。

日本国憲法は9条において、国際紛争を解決する手段として、戦争・武力行使を放棄することを宣言しています。9条の起草に携わった当時の首相である幣原喜重郎は、世界がこのまま核兵器による軍事力拡大の道を歩むことは、人類自らが破滅の道を選択する」といえば、イスラエルから攻撃されなかつたのでしょうか。もっと強大な武力を持つingt、「抑止力」になっていたのでしょうか。どれだけ

写真で振り返る 事務所の50年

事務所50周年に向けて情報発信をしてきたこの「コーナー」も、いよいよ最終回（？）を迎えます。最後ここにうつぐべ、前回までのようになじみの隅っこではなく、大々的に取り上げておこうことになりました！ 内容は、写真で振り返る事務所50年の歴史です！ 見ればわかります。永久保存版です。



法律クイズ Q

後見編

○×で答えてくださいね。

第1問 認知症を患う母の支援のため、私を成年後見人に選んでもらえるように裁判所に申立てをしました。しかし裁判所は弁護士を成年後見人に選んでしまいました。この裁判所の決定に不服を申し立てることはできますか。

第2問 私には身寄りがないので、もし私が認知症になってしまったら私の財産管理はどうなるのだろうと不安です。

認知症になる前に、将来誰に支援してもらうか自分で選んで備えておくことはできますか。

回答編は
6面にあります

弁護士
藤吉 樊

他に、大阪高裁でも和解案が示され、さいたま地裁でも裁判所が和解案を出す予定となっていました。今後、各地で続々と和解が始まれば、原告・被災者をより速やかに救済する潮流ができるかもしれません。残念ながら、最高裁判決を得て、再び最高裁判決を得ませんが、弁護団は一步ずつでも着実に問題を解決していくたいと考えています。

2008年5月の東京地裁提訴から、全国に訴訟の輪が広がってきた建設アスベスト訴訟。2021年、最高裁の判決が言い渡されて国の責任が確定。東京1陣訴訟については、建材企業の責任を検討するように裁判が東京高裁に差し戻され、2023年10月、この差戻審も結審したことは2024年新春号のカツとびで報告しました。

そこから約1年後、2024年12月になってようやく、東京高裁は一部建材企業の賠償責任を認め内容の和解案を示しました。また、同じく東京高裁で裁判が結審していた東京2陣訴訟についても、2025年1月、裁判所から一部建材企業の責任を認める和解案が示されました。1陣訴訟も2陣訴訟も提訴から長い時間が経過しました。その間多くの被災者本

建設アスベスト訴訟

事件報告



弁護士
宗 みなえ

人が亡くなり、裁判を引き継いだ配偶者にも亡くなる人が出ています。これ以上原告を待たせないために、和解成立が望まれますが、これまで各地の裁判所で和解に応じて賠償した建材企業は1社しかなく、見通しは不透明でした。

しかし、今回の裁判所からの和解案については、建材企業は方針を改め、和解に応じる方向で検討に入っています。建材企業としても、判決が出ても和解案とほぼ同じ内容になるであろうし、最高裁に上告しても結論は変わらないだろうとの予測から、高裁での終結をはかるとしているのかもしれません。したがって、このカツとびが皆さんのお手元に届く頃に

は、和解が成立している可能性があります。



アスベスト訴訟問題の解決を訴える宗弁護士（松戸駅東口）

法律クイズ A

後見編

問題は5面です。では、答え合わせです。

第1問 × できません。

法律上、誰を成年後見人にするかは裁判所が決めるとされており、裁判所は事案に応じて専門職を選任することができます。そして、その判断に不服申し立てはできないものとされています。

第2問 ○ できます。

自分の判断能力が低下する前に、後見制度の中の「任意後見制度」を利用して、将来の支援者（任意後見人候補者）を自分自身で選び、その人と契約（公正証書を作成します。）することで認知症後に備えることが可能です。

ちなみに、認知症になってから裁判所が支援者を定め、後見、保佐、補助の3種類から支援内容を定める後見制度を「法定後見制度」といいます。

全問正解
できましたか？

弁護士
福富 美穂子

編 集 後 記 今年は戦後80年の年。憲法は全世界の国民が等しく平和のうちに生活する権利を有すると謳っています。しかし世界では、今もなお武力衝突が絶えることがあります。▼事務所は設立50年を迎えます。平和こそが私たちが自分らしく生きる権利を支える基盤であるという理念の下、歩んできた50年。これからも皆さんと共に、憲法の理念、平和の実現を目指し前進します。(SA)

2025年2月15日(土)に松戸市民会館301にて、「少女たちに寄り添う仁藤夢乃さんが語る 夜を開催しました。講師として、一般社団法人Colabo代表の仁藤夢乃さんをお招きし、81名の方に参加いただきました。

講演会の中では、Colaboが取り組んでいる、夜の街でのアウトレーチ、シェルターでの保護や宿泊支援などについてのお話がありました。行政の支援のやり方は、被害や困窮を訴えてくる人を待つというものが、これでは助けを求める

この街をさまよう少女たちのSOS」を開催しました。講師として、一般社団法人Colabo代表の仁藤夢乃さんをお招きし、81名の方に参加いただきました。



仁藤さんによる講演会の様子

今後の友の会行事予定

●ためになる講座&懇親会（忘年会）

12月6日(土) 午後
内容未定
場所未定

※今年は、事務所と共に
催の忘年会はありません

講座を中心として法律問題や人権課題への皆さんの興味関心を高められます。詳細が決まりましたらご案内いたしますので、ぜひご参加ください。（担当 齋藤・松丸）

友の会では、今後もためになる講座を中心に法律問題や人権課題への皆さんの興味関心を高められます。詳しい企画を準備しております。詳細が決まりましたらご案内いたしますので、ぜひご参加ください。（担当 齋藤・松丸）

意見交換が行われました。

友の会では、今後もためになる講座を中心として法律問題や人権課題への皆さんの興味関心を高められます。詳しい企画を準備しております。詳細が決まりましたらご案内いたしますので、ぜひご参加ください。（担当 齋藤・松丸）

意見交換が行われました。

友の会では、今後もためになる講座を中心として法律問題や人権課題への皆さんの興味関心を高められます。詳しい企画を準備しております。詳細が決まりましたらご案内いたしますので、ぜひご参加ください。（担当 齋藤・松丸）

意見交換が行われました。

カッピ
読者の声
(前号アンケートより)

署名ご協力のおれ

前号の「カッピ」に同封させていただきました、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）」を求める国会請願署名につきまして、639筆の署名をいたしましたことをご報告させていただきます。

前号の「カッピ」に同封させていただきました、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）」を求める国会請願署名につきまして、639筆の署名をいたしましたことをご報告させていただきます。

（隨想につづり）18歳の未来ある少年を立ち直りせられるかどうかは、周りの大人たちの関わり方で大きく違つてくると思います。批判したり、叱つたりするのではなく、「寄り添う」事の大切さを感じました。